

## 市第 198 号議案

神奈川県競輪組合の解散に伴う財産処分についての協議

次のように神奈川県競輪組合の解散に伴う財産処分について、神奈川県及び横須賀市と協議するものとする。

平成27年2月10日提出

横浜市長 林 文子

神奈川県競輪組合の解散に伴う財産処分

神奈川県競輪組合の財産を次のように処分する。

- 1 組合の清算に係る剰余金又は不足金等
  - (1) 組合の解散時における剰余金、未収入金及び未支出金の清算事務は、神奈川県が承継する。
  - (2) 前号の清算事務により生じた剰余金又は不足金は、別表の割合により、組合の構成団体である神奈川県、横浜市及び横須賀市（以下「構成団体」という。）に配分し、又は負担する。
- 2 神奈川県競輪組合承継基金
  - (1) 解散時に組合が所有する神奈川県競輪組合財政基金は、清算事務を承継する神奈川県が「神奈川県競輪組合承継基金」（以下「基金」という。）として承継する。
  - (2) 清算事務終了後、基金を廃止する際に残額があるときは、別表の割合により、構成団体に配分するものとする。
- 3 疑義等の協議

この協議について疑義が生じたとき又は本協議書に記載のない事項については、構成団体はその都度協議の上、決定する。

別表

構成団体	割合
------	----

神奈川県	100分の56.14
横浜市	100分の28.07
横須賀市	100分の15.79

### 提 案 理 由

神奈川県競輪組合の解散に伴う財産処分について、神奈川県及び横須賀市と協議したいので、地方自治法第 290 条の規定により提案する。

**参 考**

地方自治法（抜粋）

（解散）

第 288 条 一部事務組合を解散しようとするときは、構成団体の協議により、第 284 条第 2 項の例により、総務大臣又は都道府県知事に届出をしなければならない。

（財産処分）

第 289 条 第 286 条、第 286 条の 2 又は前条の場合において、財産処分を必要とするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定める。

（議会の議決を要する協議）

第 290 条 第 284 条第 2 項、第 286 条（第 286 条の 2 第 2 項の規定によりその例によることとされる場合（同項の規定による規約の変更が第 287 条第 1 項第 2 号に掲げる事項のみに係るものである場合を除く。）を含む。）及び前 2 条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。